

# 奈良県 PTA 協議会 後援取扱規程

## 第 1 章 総則

### (目的) 第 1 条

この規程は、奈良県 PTA 協議会（以下「本会」という。）が行う後援の使用に関し、審査基準、申請手続を明確にすることにより、教育的公益性を確保するとともに、本会の社会的信用を保持しつつ、適正かつ円滑な事業推進を図ることを目的とする。

### (定義) 第 2 条

後援とは、本会が事業の趣旨に賛同し、その名義の使用を承認することをいう。

## 第 2 章 対象および基準

### (対象事業) 第 3 条

後援の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

1. 幼児児童生徒の健全育成、学習活動、生活習慣の改善に資する事業
2. 家庭教育の充実、保護者の資質向上に寄与する事業
3. 教育環境の改善、地域における教育力の向上に資する事業
4. 本会の目的に合致し、公益性が高いと認められる事業

### (不承認事由) 第 4 条

次の各号に該当する事業は、後援を承認しない。

1. 特定の政党、宗教、思想、団体の宣伝または勧誘を目的とするもの
2. 営利を主たる目的とし、または特定企業・個人の利益誘導に資するもの
3. 教育上不適切、または幼児児童生徒の安全・人権を侵害するおそれのあるもの
4. 法令または社会規範に違反するもの
5. 本会の信用または中立性を損なうおそれのあるもの

## 第 3 章 申請および審査

### (申請手続) 第 5 条

1. 後援を希望する団体は、所定の様式による申請書に、次の各号の書類を添付し、本会事務局に提出しなければならない。

- (1)事業計画書（目的、内容、実施方法、参加対象、会場等を明記したもの）
- (2)収支予算書（経費の内訳、財源の根拠を明示したもの）
- (3)主催団体の概要（定款または規約、役員名簿、直近の活動実績等）
- (4)安全管理計画（児童生徒が参加する場合は事故防止・緊急時対応を含む）
- (5)その他、本会が必要と認める資料

2. 申請は、原則として事業実施の 2 か月前までに、書面または電子データにより行うものとする。また、承認の可否については、2 か月程度を要するものとする。

3. 事務局は受理後、速やかに書類を確認し、不備がある場合は補正を求めることができ。

### (決定) 第 6 条

1. 後援の可否は、役員会の議を経て理事会で決定する。ただし、継続した後援依頼については、役員会で決定し、理事会に報告するものとする。
2. 承認の可否は、文書により申請団体に通知する。

## 第 4 章 承認後の義務

### (名義使用) 第 7 条

承認を受けた団体は、印刷物、広報媒体その他に「奈良県 PTA 協議会」と正しく明記しなければならない。

### (報告義務) 第 8 条

承認を受けた団体は、事業終了後 1 か月以内に、事業報告書、収支報告書および関連資料を本会に提出しなければならない。未提出の場合は、次回以降の申請を受け付けないことがある。

## 第 5 章 承認取消および附則

### (承認取消) 第 9 条

承認後であっても、次の各号に該当するときは承認を取り消すことができる。

1. 承認条件に違反したとき
2. 提出書類に虚偽が判明したとき
3. 事業の内容が当初の申請と著しく異なるとき
4. 本会の名誉または信用を著しく損なう行為があったとき

(附則) 第 10 条 この規程に定めのない事項については、会長が役員会の承認を経て別に定める。

第 11 条 本規程の制定または改廃は理事会で決定する。

第 12 条 この規程は令和 8 年 4 月 1 日以降の実施事業より施行する。